作業環境測定 28

作業環境測定士　竹内邦明

有機溶剤を少量だけ使用する場合に受けられる適用除外

前回は、良好な管理を行っている事業場に適用できる「緩和措置」についてご紹介しました。

訪問先などで有機溶剤を使用しているが、極少量・短時間だから法律で規制されてないという認識で何も管理されていない事業所をたまにお見掛けします。また、本当に法律的な管理が必要なのか、とのご質問をいただくこともあります。

今回は有機溶剤中毒予防規則（以下、有機則）の適用除外について紹介します。

【適用除外について】

有機則は原則屋内作業場が対象となっているため、屋内で有機溶剤を取り扱う作業場に対しての措置となります。

【有機則の2条と3条】

適用除外は有機則の2条と3条に記載があり、いずれも有機溶剤の使用量が少量である場合に適用されます。2条の場合は有機溶剤の作業時間1時間当たりに消費する量が許容消費量を超えない時に適用され、3条の場合は有機溶剤の作業時間1時間当たりに消費する量が許容消費量を常態として超えない時に適用されます。

許容消費量は左記のように計算して求めます。

この2条と3条では許可のプロセスと免除される項目が異なります。2条は事業者の判断で免除が可能ですが、3条は労働基準監督署長の認定を受ける必要があります。3条の方がハードルが高い分、免除される項目も多いです。

【許容消費量の計算式】

- 第1種有機溶剤：W = 1/15 × A
  （クロロホルム、トリクロルエチレンなど）
- 第2種有機溶剤：W = 2/5 × A
  （アセトン、トルエンなど）
- 第3種有機溶剤：W = 3/2 × A
  （ガソリン、石油ベンジンなど）

W=1時間あたりの許容消費量（g）
A=作業場の気積（m^3）。ただし150m^3 を超える場合は150m^3 とする。

【3条における認定】

3条において認定をされると作業環境測定や特殊健診なども免除されます。しかし、別表にあるように免除されないものもあるので、注意が必要です。一度免除となったものは特に有効期限などは定められていませんが、適用除外の条件にあてはまっているからといって安全な状況であるとは言い切れないですし、化学物質への感受性は個人差が大きいので、測定等未実施の事業所は一度測定をしてみることをお勧めします。

（別表）　適用除外項目の一覧

項　目	第2条（事業者の判断）	第3条（監督署長の認定）
環境対策設備（局排、プッシュプル等）	免除	免除
換気装置の性能要件・稼働要件	免除	免除
標識設置・作業主任者の選任	免除	免除
保護具〔防毒マスク等〕の使用	免除	免除
作業環境測定の実施	免除なし	免除
特殊健康診断の実施	免除なし	免除
事故時の退避・救出等	免除なし	免除なし
貯蔵および空容器の処理	免除なし	免除なし

よく少量使用の現場で見ることがある脱脂作業などは有機溶剤非該当の脱脂材に変えることができるケースもあります。

使用する材料をより低リスクの代替品にする事も検討してみてはいかがでしょうか。

（㈱アイエンス）